

仕様書

1 事業名称

令和4年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）

2 契約期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

3 事業目的

本事業は、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」がめざす「人権が尊重されるまち」の実現に向け、市内企業・事業所の経営者や従業員を対象に人権啓発講座の開催等を通じて人権問題への理解を深めることにより、企業等が人権を尊重した活動を積極的に展開し社会的責任を果たしていくことができるよう支援することを目的に実施する。

4 業務内容

1 講座の実施に関すること

（1）講座の企画・講師の手配

市内の企業・事業所を対象に、年間を通じて開催時期に偏りがないよう計画的に開催すること。開催にあたっては、市内の企業・事業所から、より多くの参加を求めるよう広報の工夫を行い、本事業の目的に叶う効果的な内容となるよう講座の企画・運営を行うこと。

ア 講座の企画にあたっては、事業主・経営者、人事・労務担当者、新任人事・労務担当者など、多様な立場の人々がその立場に応じて学習できる講座を10講座以上企画すること。

イ 講座のテーマ及び講師の選定にあたっては、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を踏まえた同和問題（部落差別）に関する人権課題、性別役割分担意識の解消やハラスメントの問題をふまえた職場での女性活躍促進の課題、LGBT等の性的少数者に関する人権課題、障がいのある人に関する人権課題、外国人との共生に関する人権課題など、社会的に関心が高い課題について、企業における人権尊重の重要性の観点から検討し、開催時期、参加者数と併せて提案すること。

ウ 講座の企画にあたっては、一部講座は市内の各地域の特性を踏まえ研修テーマを設定することとし、対面方式で実施する場合には、参加者の利便性も考慮し、開催場所を市内で分散して実施すること。

エ 講座は、対面形式又はオンライン形式のどちらかあるいは併用で実施すること。オンライン形式のツールについては、安全性・普及性が高いもの、受講者の管理ができるものを利用すること。なお、対面方式で講座を行う場合、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するとともに、感染拡大を理由に実施を延期することなく、オンライン方式での実施の備えをしておくこと。

（2）参加者の募集・受付・資料等作成・広報

ア 受講者を募集するための広報は、対象者の興味をひく工夫をすること。参加申込方法については、参加希望者が応募しやすい手続きとすること。また、より多くの参加が見

込める手法を提案すること。

- イ 各講座の開催において、参加者の募集及びそれに伴う申込みの受付等を行うこと。また、事業の問い合わせに対応すること。
- ウ 各講座で使用する資料・テキスト等を作成すること。
- エ 研修実施に当たり、受講者から配慮を求められた場合、できる限り応じること。また、受講者の求めに応じられない場合でも、可能な限り努力すること。

(3) 講座実施にあたり発注者への報告等

- ア 企画提案を踏まえ、研修テーマの設定、講師の選定、研修資料の作成、開催時期の決定及び開催手法の決定を行うに当たっては事前に十分な時間を確保し発注者に報告の上行うこと。その際、発注者からの依頼があれば柔軟に対応すること
- イ 広報の方法、手段及びその内容については、事前に発注者に報告の上実施すること。

(4) 講座にかかるデータの提出

- ア 各講座で使用する資料・テキスト等（電子データ）を発注者に提出すること。
- イ 各講座実施後、講師の講義内容等をまとめた講座要旨（電子データ）を発注者に提出すること。
- ウ 上記、ア・イの電子データについては、講座参加者だけでなく広く啓発に活用できるよう、本市ホームページへの掲載等、二次利用が可能であるかを権利者と調整のうえ、発注者に報告すること。
- エ 外部への公表が可能なデータについては、受注者においても、広く企業・事業所に情報提供を行うこととし、情報提供の方法について協議のうえ実施すること。

(5) 効果検証について

ア アンケート調査について

事業効果を検証するため、全ての講座の開催時及び講座実施後一定期間を経過した後に参加者にアンケート調査を実施し、結果を取りまとめ、発注者へ電子データで報告すること。実施するアンケート項目については、発注者と協議のうえ決定すること。

イ アンケートの実効性について

アンケートの実効性を担保するためには、一定の調査数が必要であることから、アンケートの回答数についての目標数値について企画提案書で提案すること。

ウ 受講者の研修内容の活用について

研修内容が、企業・事業所において活用できるものであることを確認するため、アンケートにおいて、活用できると考える受講者の割合の目標数値について企画提案書で提案すること

エ 受講者数について

本事業の効果を計るうえで、受講者数をより多く確保することは極めて重要であり、(2)アで、提案した手法を踏まえ、受講者数の目標数値について企画提案書で提案すること

2 企業への啓発支援に関すること

- (1) 本市が行っている人権施策に関する情報を市内企業・事業所に提供すること。提供する資料及び電子データについては発注者が準備する。本市が提供する資料の企業・事業所への提供にあたって、より多くの企業・事業所への提供できる手法を提案すること。
- (2) 企業・事業所における本講座事業の活用状況を調査し、研修受講の成果が全社員に展開されるなど優れた取り組みを行った事例を市内企業・事業所に提供すること。優れた事業者の取り組みを企業・事業所に広げるにあたって、優れた取り組みをした事業者を選定する手法とともに、より多くの企業・事業所への提供できる手法を提案すること。なお、優れた取り組み事例については、電子データで発注者に提出すること。

(3) 効果検証について

受講者の研修の活用状況について

受講者の研修の成果を企業・事業所内で活用している事例を他の企業・事業所に広げていくため、前号の優れた取り組み事例の目標数値について、企画提案書で提案すること。

5 成果目標の達成にかかる契約金額への反映等

- (1) 上記「4.1.(5)」を踏まえ、本事業の目的に応じた成果目標項目・目標達成数値を考え、受注者としての成果目標を設定し、その内容について、当事業の成果目標を計る項目及びその項目の成果目標達成数値とする。具体的項目及び数値については、企画提案書で提案すること。
- (2) 成果目標と検証方法については、企画提案に基づき別途サービス水準合意書を結ぶこととする。
- (3) 契約金額のうち5%については成果目標の達成状況に応じて支払うこととし、成果目標を達成できなかった場合には、契約金額を減額することとする。減額変更における支払額への反映は、別途、支払いに関する特記事項を定めることとする。

6 個人情報の保護

受注者は、上記の業務の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置・体制を講じること。

7 上記6については、次の点に留意すること。

- (1) 事業等を通じて知り得た個人情報は、契約終了後においても本人の承諾なしに、第三者に開示又は提供しないこと。
- (2) 情報管理の責任者を設置し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が起きないように適切な管理に努めること。
- (3) 個人情報の適正管理対策の実施、従業員に対する教育・研修等を行い、発注者に報告すること。
- (4) その他、上記6の目的を達成するため、個人情報保護規定等を設けること。

8 委託料の支払い

委託料は、発注者の検査を受け経費額を確定したのち、受注者の請求に基づき支払う。なお、検査を受けるにあたっては、受注者の事業に要した費用の詳細な経費報告書を提出すること。また、業務の完了前に、業務の出来高部分（発注者の検査を受け経費額を確定したものに限る。）に相応する金額について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は同一月内に1回を超えることはできない。

9 関係法令の遵守

受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

10 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

11 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は上記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請け契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施し

なければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力段排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けているものであってはならない。

12 その他

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、誠実に履行すること。
- (2) 本仕様に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては、発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者より指示等があれば遵守すること。
- (3) 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

13 担当

大阪市人権啓発・相談センター

〒550 - 0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル1階

TEL : 06 - 6532 - 7631 FAX : 06 - 6532 - 7640